

平成29年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成30年1月15日（月） 午前10時00分～午前11時00分

場 所：市役所3階 305会議室

出席者：武藤会長、坂井委員、日野委員、西田委員、吉岡委員、松尾委員 以上6名（欠席：高橋委員、相澤委員、穴見委員）

事務局：吉村主幹、林田補佐、井上

その他：総務課（小野補佐）、情報政策課（志岐補佐、相園主査、平田氏）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 報告（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づくオンライン結合等の実施について）

—総務課から説明—

- ・久留米市個人情報保護条例では、法令に基づき個人情報をオンライン結合等した際には、審議会に報告することを義務付けている。
- ・マイナンバーについて、法律に基づき、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が11月から始まっているので、その報告を行う。

—情報政策課から説明—

- ・情報連携とは、従来申請書等と共に提出される添付資料によって確認していた情報を、自治体間等で情報提供ネットワークシステムを用いて照会することで、添付資料を省略する仕組みである。
- ・システム面から個人情報を保護する措置として、①個人情報の分散管理、②符号を用いた情報連携、③アクセス制御、④通信の暗号化 が行われている。

(A委員) それでも何か起こることがあるのではないか。いつも（何か起こったときは）想定外と言われているので。この措置は完ぺきと言えるか。

(情報政策課) 国が全市町村同じ仕組みでしているので、システム面では一番安全なものだと考える。

(B委員) やり取りするのが暗号になっているというのは分かったが、マイナンバーは情報としては行くことになるのか。

(情報政策課) そこにはマイナンバーは含まれない。

(C委員) アクセス権限がある人はどの中間サーバーにもアクセスできるのか。

(情報政策課) 限られた事務の情報にしかアクセスできない。

(C委員) アクセス権限は誰が決めるのか。久留米市で決めるのか。

(情報政策課) はい。担当する事務が税の事務だったら税の情報しか見れず、異動があれば権限を削除することになる。

(B委員) すべてが性善説できているが、郵便局の使い込みなどは権限がある人が行っている。権限を持つ人がすべていい人であればいいと思う。

(情報政策課) 情報照会をした場合に、非常に厳密に記録が取られている。例えば間違っただけで違う番号で照会をしたとすると、記録が残っているので、間違いだったという手続きをちゃんとしなければならぬ。それくらいひとつひとつのアクセス履歴が厳しく管理がされている。また、自分の情報がどこの県や市で見られているということをマイナポータルで見ることができるので、市町村もきちんとしておかないと、なぜ私の情報を見たのかという問い合わせがあるかもしれないので、厳格な運用が求められる。

(A委員) マイナンバーがどのように使われるのかということに不安に思っている人は多い。今回、いろんな対策を考えてあるということが分かってよかった。

(情報政策課) あたかも国による集中管理のように思われているところがあるが、そうではなく、各自治体ごとに管理をして相互に紐づけられないようにそれぞれに符号を取るという仕掛けになっており、あくまでも今まで紙の添付資料で行っていた情報の確認を代替するための情報のやりとりに特化されている。

(A委員) このシステムは被災しないような場所にあるのか。

(情報政策課) 日本の東西2か所に分散して管理しており、厳重に耐震等がされた設備で管理されている。

(C委員) 符号同士を紐づけるシステムはどこにあるのか。

(A委員) 名前などはいくのだろう。マイナンバーは行かなくても。

(情報政策課) 符号がいく。A=Bは情報提供ネットワークシステムで変換できる。情報提供ネットワークシステムは国にあり、どこにあるかは示されていない。

* 他に意見や異論等はなし。

次回開催予定日：平成30年4月1週目～2週目で別途調整